令和9年度保育所（園）・認定こども園

入所申込みのご案内

もくじ

１　確認してください！・・・・・・・・・・１
２　入所（園）までのスケジュール・・・・１
３　保育施設等の利用について・・・・・・２
４　保育を受けるために・・・・・・・３～４
５　申し込みに必要な書類・・・・・・・・５
６　こんなときには届け出が必要です・・・６
７　保育料・・・・・・・・・・・・・・７～８
８　諫早市認可保育所（園）一覧・・９～１０
９　諫早市認定こども園一覧・・・・・・１０
１０　認可外保育施設一覧（抜粋）・・・・１０
１１　こんなサービスもやっています・・・１１
１２　保育所入所申込書記入例・・・１２～１３
１３　支給認定申請書記入例・・・・・・・１４
１４　子育てネットいろいろあります・・・１５

クラス（実施年齢）	生年月日
０歳児	令和８年（２０２６年）４月２日～
１歳児	令和７年（２０２５年）４月２日～令和８年（２０２６年）４月１日
２歳児	令和６年（２０２４年）４月２日～令和７年（２０２５年）４月１日
３歳児	令和５年（２０２３年）４月２日～令和６年（２０２４年）４月１日
４歳児	令和４年（２０２２年）４月２日～令和５年（２０２３年）４月１日
５歳児	令和３年（２０２１年）４月２日～令和４年（２０２２年）４月１日

（上記の実施年齢のカウントは、令和９年度の例です。）

申し込み先：諫早市こども政策課及び各支所地域総務課（窓口受付時間 9:00~16:30）

～お問い合わせ先～

諫早市　こども政策課　0957-22-1500

（内線 3241～3249）

諫早市

1　ご確認ください！

(1) 保育施設の見学

申請の前に原則、利用を希望する保育施設を見学し、利用が決まった場合に通えるか、送り迎えが可能か確認してください。見学については、事前に保育施設へ直接お問い合わせください。

(2) 利用料以外の費用、給食等の保護者負担（※保育施設へ確認してください。）

施設によって利用料以外の実費負担が発生する場合があります。

(3) 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して行うものです（最大２週間程度）。なお、慣らし保育開始日が利用開始日となり、期間中は保育料が発生します。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用希望日を検討してください。

※４月１日入所に関しては、４月１日から慣らし保育が始まります。

（例）保育園に預ける理由：両親ともに就労、かつ母親が５月１日育児休業からの復帰の場合
　　→入所希望日は４月１７日から設定できます。

(4) 申し込みについて

保育所等利用申込（令和９年４月１日入所分）の締め切りは次のとおりです。

	受付期間
１次受付	令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月３０日（月）
２次受付	令和８年１２月１日（火）～　令和９年２月５日（金）

※提出書類に不備・不足がある場合は受付できません。

※４月２日以降に入所を希望する場合は入所希望日の１か月前までに申込書をご提出ください。

※市外保育施設のご利用を希望する方は申込時期が異なる場合がありますのでご確認ください。

※デジタル庁が運営するサイト「マイナポータル」で、マイナンバーカードを利用したオンライン申請（ぴったりサービス）も利用できます。

※諫早市「電子申請サービス」から、オンライン申請ができます。

ご利用は
こちらから

2　入所（園）までのスケジュール

【　令和９年度４月入所　】

令和８年１１月　２日　　令和９年度受付開始

⇩

〃　１１月３０日　　申込締切

令和９年　　２月下旬　　入所内定のお知らせ

健康診断等　※園によって異なります。

⇩

〃　　３月下旬　　入所承諾書等発送

⇩

〃　　４月１日　　入所（園）

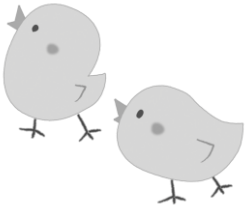

※入所希望日に入所できなかった場合、提出された入所申込書を基に年度中引き続き入所調整を行います。

３　保育施設等の利用について

幼稚園や保育所、認定こども園を利用する場合には、お子さんの年齢や保育の必要性に応じ、教育・保育を受けるための「認定」を市から受けることが必要です。

「認定」には、１号・２号・３号の３つの区分（P.3 参照）があり、それぞれの区分に応じ、利用できる施設や手続き、利用者負担額（保育料）が異なります。また、利用できる条件がそれぞれ決まっています。

なお、「認定」は在住している（住民票のある）市町村で行いますので、他市町村の施設を利用したい場合（広域入所）も、在住している市町村へ申し込みください。

また、本市から転出するときに引き続き本市の保育施設を利用する場合は転出先と本市への手続きが必要になりますので、早めにご連絡ください。

「認定」が必要な施設については、次のものが該当します。

◆幼稚園

・小学校以降の教育の基礎を培います。保護者の就労など条件は問いません。

・満３歳から５歳児（小学校入学前まで）の子どもが通う施設です。

◆保育所（園）

・保護者が就労等のため、子どもを家庭で保育できないなど、保育認定事由　（P.3 参照）に該当していることが必要です。

・０歳児から５歳児（小学校入学前まで）の子どもを預かる施設です。

◆認定こども園

・保育所と幼稚園の両機能をあわせ持つ施設です。

・保育所を利用する子どもと、幼稚園に通う子どもとが一体的に教育、保育を受けることができます。

・保護者の就労などの条件に変更があり保育事由を満たさなくなった場合でも、満３歳以上の子どもは幼稚園部分（１号認定）で引き続き園を利用することができます。

※再び保育認定（２号認定）を受けるためには、新規申込みの手続きが必要です。

【注意】

この案内及び申請書の対象は、保育の必要性が認められる２号・３号認定の方です。

保育の必要性がない１号認定の方で、幼稚園や認定こども園（１号認定）への入園をご希望の方は、希望施設の所定の申込書により、各施設へ直接お申し込みください。

保育認定事由（P.3 参照）のいずれかに該当し、保育所（園）や認定こども園（２号又は３号認定）への入所を希望する場合は、この案内を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

・仕事が休みの日や早めのお迎えが可能な場合等は、できる限りご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

４　保育を受けるために

施設を利用する場合、施設型給付費等の支給認定申請を行い、認定を受ける必要があります。認定の区分については下記のとおりです。

認定区分		給付内容	利用できる施設	
１号認定	３歳以上で保育を必要としない子ども	教育標準時間（１日４時間程度）	幼稚園（１号定員） 認定こども園（１号定員）	
２号認定	３歳以上で保育を必要とする子ども	保育短時間（１日８時間まで） 保育標準時間（１日１１時間まで）	保育所（２号定員） 認定こども園（２号定員）	保育認定
３号認定	３歳未満で保育を必要とする子ども	保育短時間（１日８時間まで） 保育標準時間（１日１１時間まで）	保育所（３号定員） 認定こども園（３号定員）	保育認定

※認定区分は満年齢、利用可能施設及び保育料は４月１日時点の年齢で決まります。

保育認定を受けるには、下記の保育認定事由に該当する必要があります。

保育認定事由		事由の内容
1	就労	一月において、６０時間(※1)以上労働することを常態とすること
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと
3	疾病・負傷・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
4	介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
7	就学・職業訓練	学校教育法に規定する学校等に在学しているか又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設等において行う職業訓練等を受けていること
8	虐待・ＤＶ	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること又は配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること
9	育児休業時の継続利用	育児休業をする場合であって、育児休業に係る子ども以外の子どもが既に保育所等を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること
10	市町村認定	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること

保育認定事由ごとの保育必要量・有効期間は下記のとおりです。

保育認定事由		事由の内容	保育必要量(※2)		有効期間
1	就労	１か月の勤務時間が６０時間(※1)以上であること ※６０時間以上１２０時間未満→保育短時間認定 ※１２０時間以上　　→　保育標準時間認定	標準	短時間	２号認定は小学校就学前まで、 ３号認定は満３歳になる前日まで
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	標準	―	出産予定日の２か月前から、出産日を８週間経過する日の翌日が属する月の月末まで
3	育児休業時の継続利用	既に保育所等に入所している在園児の保護者で、兄弟児の育児休業を取得する場合	標準	短時間	育児休業に係る子どもが 満１歳に達する月の月末まで(※3)
4	求職活動	求職活動を継続的に行っていること (※4)	―	短時間 (※5)	９０日を経過する月の月末まで
5	その他	疾病、負傷、障害、介護、看護、災害復旧、就学、職業訓練、虐待、ＤＶなど	必要な量		必要な期間

※1 令和９年４月１日から適用予定。現行の「月６４時間以上」から「月６０時間以上」に改定。
※2 勤務時間や送迎等の理由により、保育必要量の変更ができる場合があります。
※3 育児休業を１年以上取得する場合は、事前にご相談ください。
※4 求職活動での認定は、原則、年度内に通算３か月間までとなります。
※5 求職活動に支障がある場合は、保育必要量の変更ができる場合があります。

５　申し込みに必要な書類

① **保育所等施設利用申込書**【市指定様式】

入所を希望する児童１人につき１枚必要です。１２、１３ページの記入例をよく読んで記入してください。

② **支給認定申請書**【市指定様式】

入所を希望する児童１人につき１枚必要です。１４ページの記入例をよく読んで記入してください。

③ **児童の保育が必要であることの証明書類**

家庭で保育できない理由	必要書類
会社等に勤務または勤務内定の人	就労証明書【国指定様式】
自営業および農林水産業の人 または家族従事者の人	就労証明書【国指定様式】及び 自営業の内容が確認できる書類（確定申告書の写し、開業届の写し、営業許可証の写し等）
病気療養中または病気の同居親族を介護している人	診断書（保育することが困難であることが客観的にわかるもの）、看護・介護申立書【市指定様式】など
妊娠中・出産後間もない人	母子手帳（出産予定がわかるもの）または、出産証明書
学校や職業訓練校などに在校中の人	在学期間がわかるもの（在学証明書、カリキュラム、合格通知など）
求職活動を継続的に行っている人	求職していることがわかるもの（ハローワークカードや雇用保険受給資格者証など）

【注意】上記①～③の書類に不備・不足がある場合は、選考保留となりますのでご注意ください。**また、就労証明書の内容について、就労先事業所等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。**

※　入所期間中に上記状況に変更が生じた場合（勤務先の変更等）は、再度上記証明書類の提出が必要です。

④ **確認書**【市指定様式】

各項目を確認していただき、チェック欄に☑してください。

⑤ **マイナンバー利用同意書**

※令和８年１月２日以降に諫早市に転入された方や、保護者が単身赴任等で市外在住である方等のみ。

保育料は、入所児童の年齢及び保護者の市民税額（父母の合算額）により算定します。

未申告などで税情報が確認できない場合には、申告をお願いする場合があります。

マイナンバー利用同意書の提出が難しい場合には、１月１日に住民登録していた市区町村役場に「令和８年度市区町村民税課税証明書」を請求し、提出していただく場合があります。（住宅借入金特別控除等の税額控除がある場合は、税額控除額の記載のあるものを提出ください。）

※利用者負担額の算定にあたり、基本的には父母それぞれの課税額の合計で階層判定を行いますが、父母以外の保護者（祖父母等）が主として家計を支えている人と判断される場合、当該父母以外の保護者（主として家計を支えている人）の課税額を含めて階層認定を行うことになります。具体的には下記事項を総合的に勘案して判断します。

(1)　支給対象児童を地方税法上の扶養親族としているか。

(2)　支給対象児童を健康保険等において扶養親族としているか。

(3)　その世帯において最多収入、最多納税のものであるか。

※生活保護受給者は、生活保護受給証明書の写しを提出してください。

※児童扶養手当資格の認定がある方、又は同居の家族が障害者認定を受けている方は、保育料の減額対象になる場合があります。該当する方は、確認書類（受給者証又は手帳の写し）を添付ください。

６　こんなときには届け出が必要です

◆入所申込み時に該当していた入所の条件が変わったとき

（例）〈申込み時〉

・仕事をしていた　　→　退職した、長期休暇（産休、育休等）を取得する

・病気だった　　→　回復した

・病人の介護をしていた　→　介護の必要がなくなった（回復した等）

【諫早市電子申請フォーム】変更届

◆入所承諾期間が満了となったとき

（例）

・出産（予定）日から８週間が経過する翌日の属する月末※退所となります。

・学校を卒業する※退所となります。

◆勤務先・勤務時間が変わったとき

（例）

・転職した

・勤務先は変わらないが、勤務時間や勤務日数が著しく減少した

◆単身赴任をしていた保護者が転入したとき
または保護者の単身赴任が決まり転出するとき

※就労証明書の提出や保護者変更が必要となる場合があります。

◆その他家庭で保育できる状態になったとき

※退所となります。

◆市外転出するとき

【諫早市電子申請フォーム】退所届

※退所となります。

※市外転出後も引き続き同じ保育園に通いたい場合は、転出先の市区町村で入所申込みと本市への退所届の提出が必要です。ただし、必ずしも継続して入所できるとは限りません。

◆結婚・離婚したとき

※保育料が変更となる場合があります。

◆生活保護の開始・廃止が生じたとき

※保育料が変更となる場合があります。

◆児童や同居者が障害・療育手帳を取得したとき
または特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金を受給したとき

※保育料が変更となる場合があります。

◆こども誰でも通園制度を利用中のとき

こども誰でも通園制度の認定消滅届をご提出ください。

（諫早市では窓口のほか、電子申請フォームでも受付を行っています。）

【諫早市電子申請フォーム】認定消滅届

７　保　育　料

●３歳児クラス～５歳児クラス（１、２号認定）の保育料は無料です。

●０歳児クラス～２歳児クラス（３号認定）の保育料は、市民税の課税状況に応じ右表のとおりとなります。

※令和９年４月から令和９年８月までは令和８年度の市民税額に基づき算定し、令和９年９月から令和１０年８月までは令和９年度の市民税額に基づき算定します。

※市民税の課税状況等によって第１子の数え方が異なりますのでご注意ください。

●多子世帯の保育料の軽減について（※１）

※保育料は、階層ごとの区分により、その児童の該当する表の額になります。

・市民税所得割額が**５７,７００円未満**の世帯

第１子の年齢に関係なく、入所している児童がその世帯で第何子目かを判定し、第２子以降の保育料が無料となります。

・市民税所得割額が**５７,７００円以上**の世帯

就学前児童から、同時に入所している児童が第何子目となるかを判定し、第２子以降の保育料が無料となります。

●ひとり親世帯等の保育料の軽減について（※２）

・市民税所得割額が**７７,１０１円未満**のひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯

第１子の年齢に関係なく、入所している児童がその世帯で第何子目かを判定し、第２子以降の保育料が無料となります。

●保育料の階層を判定する際は、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用する前の市民税所得割額を用いて判定します。（※３）

●保育料は４月１日時点の年齢で決まります。年度途中に満３歳となり、３号認定から２号認定になった場合でも、年度内の保育料は３号認定の保育料が適用されます。

●保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を受けている場合は、申し出てください。（対象施設によっては、入所状況等が確認できる書類の提出をお願いする場合があります。）

●お道具代や保護者会費などの費用（園費）、延長保育料や、給食費（３歳以上児のみ）等については無償化対象外費用になります。金額や徴収方法については、各施設にお問い合わせください。

●給食費のうち、副食費（おかず代）について、一定の市民税所得割額以下の世帯、多子世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯等を対象に免除となる場合があります。詳細についてはこども政策課までお問い合わせください。

入園する施設が「保育所」の場合は、諫早市が利用者負担額（保育料）を徴収します。保育料が納付されない場合、子ども・子育て支援法附則第６条６項又は児童福祉法第５６条第５項の規定により、滞納処分（財産の差し押さえ）が実施される場合があるため、期限内の納付をお願いします。

表１【３号認定子ども（３歳未満）（保育所、認定こども園）】**≪標準時間≫**

階層	市民税所得割等（※３）	国基準（月額）	諫早市（月額）	
		第１子	第１子	第２子以降
１階層	生活保護	０円	０円	０円（※１、※２）
２階層	市民税非課税	０円	０円	
２階層（ひとり親世帯等）		０円	０円	
３階層	４８，６００円未満	１９，５００円	１６，３００円	
３階層（ひとり親世帯等）		９，０００円	７，６００円	
４階層	９７，０００円未満	３０，０００円	２３，５００円	
４階層（市民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯等）		９，０００円	７，６００円	
５階層	１６９，０００円未満	４４，５００円	３５，２００円	
６階層	３０１，０００円未満	６１，０００円	４７，０００円	
７階層	３９７，０００円未満	８０，０００円	５２，０００円	
８階層	３９７，０００円以上	１０４，０００円	５７，０００円	

表２【３号認定子ども（３歳未満）（保育所、認定こども園）】**≪短時間≫**

階層	市民税所得割等（※３）	国基準（月額）	諫早市（月額）	
		第１子	第１子	第２子以降
１階層	生活保護	０円	０円	０円（※１、※２）
２階層	市民税非課税	０円	０円	
２階層（ひとり親世帯等）		０円	０円	
３階層	４８，６００円未満	１９，３００円	１６，０００円	
３階層（ひとり親世帯等）		９，０００円	７，４００円	
４階層	９７，０００円未満	２９，６００円	２３，１００円	
４階層（市民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯等）		９，０００円	７，４００円	
５階層	１６９，０００円未満	４３，９００円	３４，６００円	
６階層	３０１，０００円未満	６０，１００円	４６，２００円	
７階層	３９７，０００円未満	７８，８００円	５１，１００円	
８階層	３９７，０００円以上	１０２，４００円	５６，０００円	

ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯又は、在宅障害児（者）のいる世帯です。

8　諫早市認可保育所（園）一覧

	名称	住所	電話番号	通常開所時間	延長保育開所時間	定員	最低月齢	一時預かり
社	ともしび保育園	新道町 83-8	23-8535	7：00～18：00	～19：00	90	3 か月	
市	諫早中央保育所	野中町 508-7	22-1096	7：30～18：30		120	3 か月	○
特	すまいる保育園	西小路町 999-67	21-7771	7：00～18：00	～19：30	50	3 か月	○
社	ふくた保育園	福田町 372-1	23-0121	7：00～18：00	～19：00	120	4 か月	
社	なかよし村保育園	福田町 432-1	22-5311	7：00～18：00	～19：00	110	3 か月	○
社	真生保育園	城見町 28-13	22-6116	7：00～18：00	～19：00	90	4 か月	○
社	みたち保育園	栄田町 1098	26-3800	7：00～18：00	～19：00	90	4 か月	○
特	こころ保育園	栄田町 42-56	56-9877	7：15～18：15	～19：15	48	園問合せ	○
社	小栗保育園	小川町 461-1	22-2595	7：00～18：00	～18：30	150	2 か月	
特	くるみ保育園	川床町 1166	21-0767	7：00～18：00	～19：00	30	3 か月	○
社	もはら保育園	赤崎町 212-1	22-2911	7：30～18：30	～19：00	90	4 か月	○
社	小野保育園	小野町 676-2	23-0120	7：00～18：00	～19：00	60	2 か月	
社	ほなみ保育園	小野島町 2057-1	23-3765	7：30～18：30	～19：30	70	3 か月	○
社	有喜保育園	有喜町 418-2	28-2052	7：30～18：30	7:00～	30	4 か月	○
社	のぞみ保育園	中通町 35-8	28-2204	7：00～18：00	～18：30	60	2 か月	○
特	くやまえん	久山町 1699	26-5578	7：00～18：00	～18：30	40	6 か月	○
特	くやま SUN 保育園 （くやまえん分園）	久山町 1555	51-7067	7：00～18：00	～18：30	30	6 か月	○
特	つぼみ保育園	小船越町 930-210	56-8626	7：00～18：00	～19：00	40	2 か月	○
社	星の子保育園	山川町 24-3	26-9448	7：00～18：00	～19：00	140	3 か月	
市	太陽保育所	堂崎町 6	26-2223	7：15～18：15	～19：15	120	3 か月	
特	すこやか保育園	真崎町 734-1	51-4151	7：00～18：00	～19：00	40	3 か月	
社	もとの保育園	本野町 91-2	25-9310	7：00～18：00	～19：00	40	2 か月	○
社	明教保育園	上大渡野町 33-2	25-3434	7：30～18：30		40	2 か月	○
社	長田くみあい保育所	白浜町 172	23-9404	7：00～18：00	～18：30	40	2 か月	
社	遊びの家共同保育園	多良見町西川内 1245-1	43-6085	7：00～18：00	～19：00	40	5 か月	
社	ルンビニーサンガ保育園	多良見町化屋 1824	46-3560	7：15～18：15	～19：15	40	園問合せ	○
社	シーサイド保育園	多良見町シーサイド 148-10	43-3620	7：00～18：00	～18：30	60	6 か月	
社	わくわく保育園	多良見町木床 1570	43-7222	7：00～18：00	～18：30	60	6 か月	
社	和同保育園	高来町法川 16	32-3721	7：00～18：00	～19：00	25	3 か月	○
宗	春日園保育所	高来町東平原 195	32-3210	7：00～18：00	～19：00	50	2 か月	○
社	深海保育園	高来町船津 418-1	32-2132	7：00～18：00	～19：00	45	3 か月	○
社	井崎保育園	小長井町井崎 588	34-2215	7：00～18：00	～19：00	20	2 か月	○

9　諫早市認定こども園一覧

	名称	住所	電話番号	通常開所時間	延長保育開所時間	1 号	2 号	3 号	最低月齢	一時預かり
学	みやまの森こども園	城見町 31-21	22-0675	7：15～18：15	～18：45	15	39	31	8 か月	
社	認定こども園とんぼ保育園	栄町 1-1	56-8585	11：00～22：00	7：00～	15	32	28	園問合せ	
社	菜の花こども園	仲沖町 543-2	22-5784	7：15～18：15	～19：15	15	45	35	園問合せ	○
社	認定こども園　サンタの家	幸町 59-1	22-7511	7：00～18：00	～19：00	15	75	55	3 か月	○

学	認定こども園小栗幼稚園	小川町 443	23-5182	7：30～18：30		15	20	―		
社	認定こども園いちご保育園	栗面町 315	22-5840	7：20～18：20	～19：20	10	60	60	2 か月	○
社	キッズスクール認定こども園	宇都町 18-29	21-3122	7：00～18：00	～20：00	10	47	33	園問合せ	○
社	桜が丘こども園	貝津町 877-1	26-2076	7：10～18：10	～19：10	15	75	45	2 か月	○
社	あおぞらこども園	若葉町 416-2	26-1007	7：00～18：00	～19：00	10	39	21	2 か月	○
学	認定こども園西諫早幼稚園	久山町 1110	26-2760	7：30～18：30	～19：00	135	69	41	6 か月	
社	虹色こども園	貝津ヶ丘 489-14	47-6767	7：00～18：00	～19：00	10	34	26	2 か月	○
学	認定こども園ばらの幼稚園	山川町 24	26-0225	7：30～18：30		60	60	18	2 歳	○
社	まほろこども園 （かみいさはやこども園分園）	西栄田町 756-4	47-5902	7：30～18：30	7：00～ /～19：00	6	15	14	2 か月 ※条件有	○
学	認定こども園鎮西学院幼稚園	西栄田町 1212-1	25-1231	7：30～18：30	～19：00	45	39	18	10 か月	
社	認定こども園いちご西保育園	真崎町 550-1	25-0001	7：20～18：20	～19：20	10	33	27	2 か月	
社	かみいさはやこども園	本明町 212-1	26-5015	7：30～18：30	～19：30	9	33	27	2 か月 ※条件有	○
社	もりやまこども園	森山町慶師野 1884-2	35-2760	7：15～18：15	～19：00	15	42	38	園問合せ	○
学	認定こども園ふじ幼稚園	飯盛町中山 611	48-0104	7：30～18：30	～19：00	35	15	20	満 1 歳～	
社	認定こども園珠光保育園	飯盛町平古場 130-6	27-8001	7：00～18：00	～19：00	10	58	32	3 か月	○
社	じょうこう認定こども園	飯盛町里 1893-3	49-1059	7：00～18：00	～19：00	10	28	22	2 か月	
社	金華こども園	高来町峰 144-3	32-2182	7：00～18：00	～19：00	15	26	24	2 か月	○
社	ひかり認定こども園	高来町金崎 759	32-2050	7：00～18：00	～19：00	10	27	23	2 か月	○
社	清和こども園	小長井町打越 1-3	34-2109	7：00～18：00	～19：00	10	25	15	3 か月	○
社	ふたばこども園	小長井町小川原浦 562-1	34-3089	7：00～18：00	～19：00	15	15	15	園問合せ	○
社	ながたこども園	長田町 2434	23-9220	7：15～18：15	～19：15	10	34	36	2 か月	○
社	にしざきこども園	小豆崎町 319-3	23-5052	7：15～18：15	～19：15	10	45	45	2 か月	○
社	ききつルンビニーこども園	多良見町化屋 1810	46-3560	7：15～18：15	～19：15	15	52	38	園問合せ	○
学	認定こども園山美幼稚園	多良見町市布 2320-76	43-0354	7：30～18：30		45	15	―	3 歳 （1 号は満 3 歳）	
社	認定こども園中里保育園	多良見町中里 47-9	43-2938	7：00～18：00	～19：00	10	36	24	園問合せ	
特	認定こども園みどり保育園	多良見町野副 73	43-1512	7：00～18：00	～19：00	10	22	18	3 か月	○
社	ルンビニーこども園	多良見町舟津 1411-1	44-1403	7：15～18：15	～19：15	15	21	19	園問合せ	○

※認定こども園小栗幼稚園、認定こども園西諫早幼稚園、認定こども園山美幼稚園は、土曜日の保育を実施していません。

１０　認可外保育施設　☆入所申込や保育時間、内容等、詳細は各施設へお尋ねください。

名称	住所	電話番号	区分
みらいの保育園	小野町 520-7	46-6355	企業主導型
キッズガーデン心の実	小野町 285-6	47-9838	企業主導型
うきうき保育園	有喜町 537-9	28-0055	企業主導型
諫早市手をつなぐつくしっ子保育園	小船越町 554-6	46-5885	企業主導型
SKYE INTERNATIONAL 諫早園	小川町 61-2GLANZ 小川町 1F	46-5377	

１１　こんなサービスもやっています

●保育所（園）・認定こども園の見学

各施設で実際、どのような保育が行われているか見学することができます。
見学の際は、事前に各施設へお尋ねください。
各施設の位置やサービスについて詳しく知りたい場合は、ホームページでご参照ください。
諫早市子育て応援情報サイト
「いさはや子育てネット」http://isahayakosodate.jp/

●延長保育

通常の保育時間を超えて利用することができます。別に保育料が必要な場合があります。

●一時預かり事業（一時保育）

週に 3 日程度の勤めに出たいときや、保護者の傷病等により一時的に預けたいとき利用することができます。別に保育料が必要になります。

●こども誰でも通園制度

保護者の就労状況に関わらず、保育施設が利用できます。別に利用料が必要になります。
※実施施設
　諫早中央保育所

●休日保育

休日に保育ができない場合に利用することができます。
※実施施設
　ながたこども園・にしざきこども園

●夜間対応型保育

日中に加え、最大２２時まで保育を利用することができます。（夕食付き）
※実施施設
　認定こども園とんぼ保育園

●病児保育〈ぞうさんルーム〉〈びっきーハウス〉

児童が病気の時、どうしても看病できない場合に病院に併設された施設での保育ができます。
別に利用料が必要になります。
※実施施設
・ぞうさんルーム（前田小児科　城見町 22-11　TEL：22-8166）
・びっきーハウス（ますだ小児科内科医院　多良見町シーサイド 20-135　TEL：43-7800）

●子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する各種育児支援を行います。
※実施施設
　すくすく広場・ほなみ保育園・星の子保育園・認定こども園いちご保育園
　金華こども園・わくわく保育園・くやまえん

●ファミリー・サポート・センター事業

子育てのお手伝いをしてほしい人と、子育てを応援したい人をつなげ、
子どもの預かりや送迎などに対応しています。事前登録が必要です。
利用料金：１時間７００円より　　問い合わせ先　すくすく広場　TEL：46-5276

※各事業について、詳しくは実施施設にお問い合わせください。

（　記入例　）

諫早市長　　様
（諫早市福祉事務所長）

保育所等施設利用申込書
（保育児童台帳）

来庁者名

利用児童	フリガナ	イサハヤ　ジロウ	性別	男・女	生年月日	令和　7 年　9 月　3 日	年　齢
	氏　名	諫早　次郎					1
	第１希望	諫早保育園	見学：済（令和８年３月頃）・未		理由	兄が入所しているから	
		本諫早保育園	見学：済（令和８年２月頃）・未		理由	自宅から近いため	
		諫早こども園	見学：済（　年　月頃）・未		理由	職場から近いため	
保育必要量の希望		☑ 保育標準時間（１日１１時間まで）				□ 保育短時間（１日８時間まで） ※１か月の勤務時間が１２０時間未満または求職活動の場合は原則こちらになります。	
保育の利用を希望する期間		令和　9 年　4 月　1 日　から　令和　年　月　日					

令和9年4月1日時点での年齢を記入してください。

ならし保育を含めた利用開始日をご記入してください。
ならし保育は勤務開始日の最大2週間前から可能です。
ただし、4月1日入所に関しては3月中の慣らし保育がありません。

※慣らし保育（最大２週間程度）を希望される場合は含めた日程をご記入ください。
※慣らし保育を含む入所日から保育料がかかります。

終了期間を指定しない場合（卒園まで利用希望の場合等）は空欄でかまいません。

フリガナ 保護者氏名	イサハヤ　タロウ 署名　諫早　太郎		
1月1日 住所地	今年	父：諫早市内・諫早市外（　　）	母：諫早市内・諫早市外（　　）
	前年	父：諫早市内・諫早市外（　　）	母：諫早市内・諫早市外（○○市　　）
住所	諫早市東小路町７番１号		

利用児童の世帯員	氏　名	続柄	生年月日	性別	個人番号（マイナンバー）
	諫早　太郎	父	平成　5 年　5 月　5 日生	男・女	○○○○○○○○○○○○
	諫早　花子	母	平成　5 年　3 月　2 日生	男・女	○○○○○○○○○○○○
	諫早　一郎	兄	令和　3 年　5 月　1 日生	男・女	○○○○○○○○○○○○
			年　月　日生	男・女	
			年　月　日生	男・女	
			年　月　日生	男・女	

個人番号（マイナンバー）を記入してください。
紛失されている場合は、ご相談ください。

該当する場合に、☑してください。

連絡先 電話番号	父	０９０-○○○○-△△△△	母	０８０-○○○○-△△△△
父または母が同一世帯にいない場合	□別居　□未婚　□離婚　□死別　□その他：（　　）			

裏面に続く→

申請児童の現在の状況について

〇現在の保育状況について

・家族が保育している→ 〔母　父　祖母　祖父　その他（　　）〕

・仕事先に連れて行っている→ 〔はい　・　いいえ〕

・保育所・幼稚園・認可外保育施設等に通園中→〔　　に通園中〕

・その他→ 〔　　〕

認定されている場合、受給者証を添付ください。

〇児童扶養手当資格の認定について→ 無　有　申請中

児扶第 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 号

申請児童の健康状態について

※保育施設がお子さんをお預りするうえで大切なことです。必ず記入してください。

・健診の受診状況について→
※受診済のものに〇をつけてください

〔 乳幼児（4ヶ月）健診　・　乳幼児（10ヶ月）健診
1歳6ヶ月児健診　・　3歳児健診 〕

・健診時の指摘事項、通院履歴など
〔　なし　〕

・障害者・療育手帳の交付→ ☑無　□有（　　手帳　　級）

・その他手帳の交付はないが気になる点など（発達支援サービスの利用など）
〔　なし　〕

・特別児童扶養手当の受給→ 無　有　証番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

・食物アレルギーが → ない ・ ある ・ 不明
〔卵　牛乳　小麦　大豆　そば　その他（　　）〕
＊特定の調理方法により食べることができる場合は上の「その他」欄に記入してください。

・食物アレルギーの診断、検査、治療等を受けたことが → ない ・ ある
（ 診断日　平成　・　令和　　年　　月　　日 ）

・医師が発行した対応指示書、生活管理指導表を持って → いない ・ いる

・アレルギー対応食が必要で → ない ・ ある

※アレルギー対応食が必要な場合は、医師の対応指示書等を保育所に提出する必要があります。

・食物以外のアレルギーが → ない ・ ある（内容：　　）
例：アトピー等

※記入していただいた内容については、適切な保育を行うために保育所（園）等にお知らせすることがあります。

別居の祖父母について

申込時点での年齢を記入してください。

続柄		氏名	年齢	所	職業・健康状態
父方	祖父				
	祖母	諫早　町子	62	諫早市〇〇町1-1-1	パート・良好
母方	祖父	長崎　一男	66	長崎市〇〇町2-2-2	無職・良好
	祖母	長崎　二三子	59	長崎市〇〇町2-2-2	パート・良好

別記様式（第３条関係）

（　記入例　）

施設型給付費・地域型保育給付費等　支給認定申請書

令和 □□ 年〇〇 月 △△ 日

保護者氏名　　諫早　太郎

諫早市長　　様

来庁者名

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	（フリガナ） 氏　　名	生年月日	性別	障害者手帳等の有無
	イサハヤ　ジロウ 諫早　次郎	令和 7　年　9　月　3　日生	男・女	有・無
保護者の住所・連絡先	（住所）　諫早市東小路町７－１ （連絡先）　０９０-〇〇〇〇-△△△△			
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。			

利用希望の施設	幼稚園（１号）	保育所（2号, 3号）	認定こども園		小規模保育施設等（３号）	利用希望の施設に「〇」をしてください。
			幼稚園部分（１号）	保育所部分（2号, 3号）		
		〇				

①世帯の状況（※申請児童以外の世帯員を記入してください。）※保護者が別居されている場合もご記入ください。

区分	フリガナ 氏　名	児童との続柄	生年月日	性別	職　業 又は 学校名等	障害者手帳等の有無	備考
児童の世帯員	イサハヤ　タロウ 諫早　太郎	父	平成 5　年 5 月 5 日生	男・女	会社員	有・無	
	イサハヤ　ハナコ 諫早　花子	母	平成 5　年 3 月 2 日生	男・女	公務員	有・無	
	イサハヤ　イチロウ 諫早　一郎	兄	令和 3　年 5 月 1 日生	男・女	諫早保育園	有・無	身障１級
			年　月　日生	男・女		有・無	
			年　月　日生	男・女			
			年　月　日生	男・女		有・無	
			年　月　日生	男・女		有・無	
生活保護の適用の有無	適用無し　・　適用有り（平成・令和　年　月　日保護開始）						

手帳等有りの場合は、手帳の種類・等級を記入し、手帳の写しを添付してください。

生活保護適用有りの場合は、生活保護受給者証明書の写しを添付してください。

②税情報等の提供に当たっての署名欄

諫早市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な範囲内で、市民税の情報（同一世帯者を含む。）、世帯情報その他の情報を閲覧し、又は収集すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名　　諫早　太郎

③保育の利用を必要とする理由（※保育所、認定こども園の保育所部分、小規模保育施設等の利用を希望する場合に記入）

続柄	保育の利用を必要とする理由	備考
父	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待・ＤＶ　□育児休業　□その他	
母	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□虐待・ＤＶ　□育児休業　□その他	

ISAHAYA　official

子育てネットいろいろあります。

保育所等への入園や一時預かりなどの情報・お役立ち情報を掲載しています。

イベント情報などもプッシュ通知で配信中！！

保育施設空き状況

各種申請書

保育施設マップ

プッシュ通知の設定

二次元コードを読み込んでお役立ち情報を

ご活用ください♪♬

https://isahayakosodate.jp/